

7. 事前復興準備計画

7.1 復興体制の検討

大規模災害への対応は、初動対応から復旧・復興の業務が連続し、多くの業務が同時並行で進行します。

次々と処理すべき対応事項が山積する状況で、災害応急対応業務（避難所運営、救急救助活動等）等を迅速かつ適切に実施するとともに、一刻も早い復興を成し遂げるためには、あらかじめ復興まちづくりに向けた体制を検討しておく必要があります。

復興は行政機関だけでは成し遂げることはできず、町民や事業者、地域での取組みが欠かせないことから、本計画での復興体制は「自助・共助・公助」を基本とし、それぞれの役割を復興段階ごとに整理します。

7.1.1 自助・共助・公助

災害が起こった際、被災者の生命を守る行動や避難生活、生活再建は「自助」が原則となります。ただ、個人ではどうしようもない事も周囲の人と互いに助け合うことで解決する地域の助け合い「共助」も必要となります。そして政府や自治体が提供する支援「公助」を組み合わせることで、町の復興が進みます。

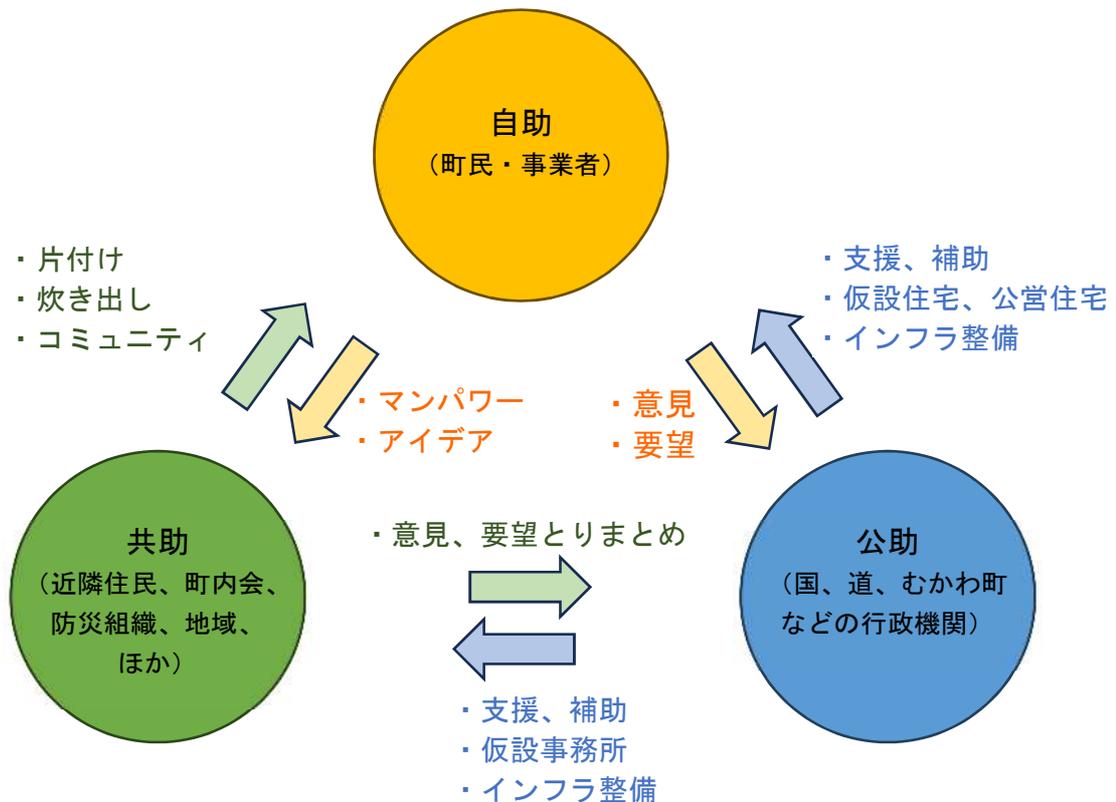


図 7-1 自助・共助・公助による復興体制

7.1.2むかわ町の復興まちづくりに向けた体制

発災直後、「むかわ町災害対策本部」を設置し応急対応に取り組み、被災者の避難、安否確認にめどが立った段階から、「むかわ町復興推進本部（仮称）」の設置準備を進めます。

むかわ町復興推進本部（仮称）は、復興推進本部長（町長）、復興推進副本部長（副町長、教育長）により構成し、主に復興に関わる意思決定を行います。また、現行の組織機構における担当事務又は類似事務を基本とした復興推進体制を整備します。

表 7-1 （仮称）むかわ町復興推進本部担当事務

分野 課・室・局等	生活 再建	被災者 支援	産業 復興	罹災 照明	災害 廃棄物 処理	公共 災害 復旧	復興 計画	受援 管理	その 他
総務財政課		K					R	S	T・V
情報防災対策室							Q・R		
総合政策課							Q・R		
町民生活課	G・H			M	N				
保健介護課		I・J・K							
福祉・子育て課	D~F	I							
農林水産課			L	※		P			
経済建設課	A~C		L			O・P	R		
会計室				M					
企画町民課	D~F	I			N				
経済恐竜ワールド戦略室			L	※					
国民健康保険穂別診療所		J・K							
生涯学習課				※					U
議会・監査事務局									T
農業委員会事務局							Q		

※罹災証明に係る現地調査支援

分野	事務分掌
生活再建	A応急仮設住宅、B被災家屋の解体撤去・応急修理、C災害公営住宅、D災害弔慰金、E福祉系資金貸付、F災害義援金管理、G法律相談、H税の特別措置
被災者支援	I災害ボランティア、J被災者の心のケア、K支援者支援
産業復興	L農林水産業・商工観光業の復興
罹災照明	M罹災・被災証明に係る申請受付・現地調査・証明書交付
災害廃棄物処理	N災害廃棄物の受入、処理
公共災害復旧	O公共土木・公共施設災害復旧、P農業土木災害復旧
復興計画	Q復興計画策定・進行管理、R復興交付金事業計画・市街地等整備計画
受援管理	S短・中・長期災害派遣職員の受入
その他	T国会議員等視察、U著名人等慰問等受入、V寄附金・支援金の受入

7.2 復興まちづくりの進め方

復興を進めるにあたり、「町民・事業者」「町内会・地域」「行政機関」のそれぞれが取り組むべきことがあり、またそれぞれの連携が欠かせません。

復興まちづくりの進め方は、発災直後から復興を遂げる10年目まで、時系列で「町民・事業者」「町内会・地域」「行政機関」が取り組むべき内容について、復興基本方針に沿って5つの分野ごとに整理します。

整理にあたっては、図7-2に示したように発災後の4つの段階ごとだけでなく、災害が起こる前の平時より、被害の軽減や速やかな生活再建、創造的な復興に資する取組みが重要であることから、災害が起こる前に取り組むべき内容についても整理します。

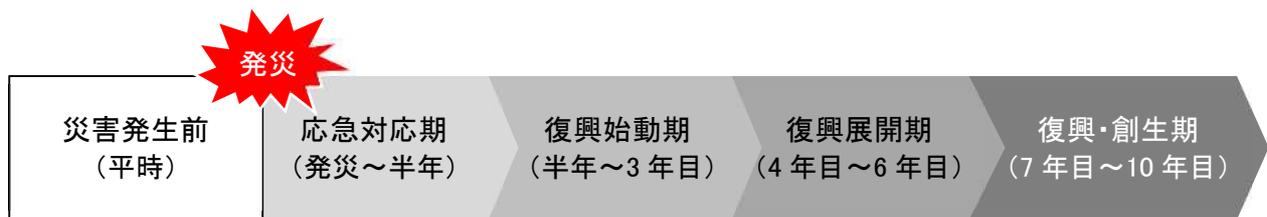


図 7-2 復興まちづくりの進め方の段階イメージ

(1) 被災者の生活再建を最優先で進めます

段階	項目	復興まちづくりの課題	自助（町民・事業者）
災害発生前	住まいの再建	<ul style="list-style-type: none"> 避難所から応急仮設住宅への速やかな入居 被災者の意向把握 住宅の再建 	<ul style="list-style-type: none"> 町民は、災害発生後の当面の避難先（避難所生活を送る、親戚や知人の居宅に身を寄せる等）について考えておく。 町民は、自宅が倒壊、流失した場合の再建方法（移転、現地再建、公営住宅やアパートへの入居など）について考えておく。
	事業の再建	<ul style="list-style-type: none"> 被災事業者の事業継続困難の発生 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、店舗や事務所が津波被災した後の仮設営業場所や仮設営業方法など、業務継続計画（BCP）の作成に努める。
	市街地の再建	<ul style="list-style-type: none"> 復興事業手法等に対する理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> 町民・事業者は、事前復興計画を参考に、復興事業手法について理解を深める。
応急対応期	被害確認	<ul style="list-style-type: none"> 早急な被害状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 町民、事業者は自宅や事業所の被害の程度を確認、記録する。 自宅が被災した町民は、罹災証明を申請する。
	応急仮設住宅	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の意向把握 避難所から応急仮設住宅への速やかな入居 	<ul style="list-style-type: none"> 町民は、行政が行う応急仮設住宅入居意向調査に回答する。 応急仮設住宅入居希望者は、仮設住宅種類や入居条件について冊子等で確認する。 町民は、希望先の仮設住宅に入居申請する。 入居先が決まった町民は、行政が開催する入居者説明会等に参加する。
	被災家屋の解体撤去・応急修理	<ul style="list-style-type: none"> 全壊等家屋の解体撤去 応急仮設住宅入居要件に満たない住宅被害 	<ul style="list-style-type: none"> 全壊等により自宅での生活ができない町民は、公費解体が実施される場合は、公費解体に承諾する。 修理により自宅での生活が可能な町民は、自宅を修理し、被災住宅の応急修理などの支援策が施策化される場合は活用する。
	仮設店舗、仮設事務所	<ul style="list-style-type: none"> 仮設店舗・事業所等の確保 速やかな事業の再開 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、仮設店舗・事業所等必要戸数等を把握するための意向調査に協力する。 事業者は、仮設店舗・事業所等の設置場所や利用可能な代替施設での運営を検討する。 事業者は、行政からの支援等を活用し、仮設店舗・事業所等を確保する。
	所有地での再建	<ul style="list-style-type: none"> 復興方針等の把握 所有地の建築制限 	<ul style="list-style-type: none"> 町民、事業者は、行政が策定する市街地の復興方針や、自身の所有地がどの復興地区に区分されたか把握する。 町民、事業者は、建築制限区域に指定された土地で新たな建築を行わない。

共助（自治会町内会・自主防災組織・地域）	公助（国・道・町などの行政機関）
<ul style="list-style-type: none"> 自治会町内会や自主防災組織は、既存の地域コミュニティが損なわれることのないよう、普段から避難場所や避難先について話し合うよう務める。 	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅建設候補地を選定しておく。 災害公営住宅建設候補地を選定しておく。 災害公営住宅の標準タイプを検討しておく。 入居基準、手順等を検討する。 速やかな意向調査ができるよう調査方法を検討する。 みなし仮設住宅制度を活用する。
—	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅地での仮設店舗配置を検討しておく。 被災事業者の仮設事務所候補地を検討しておく。
<ul style="list-style-type: none"> 自治会町内会は、事前復興計画を参考に地域で被災後のまちづくりについて話し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> 復興イメージ案を事前に作成し、町民に共有する。 住民合意形成システムを構築する。
<ul style="list-style-type: none"> 自治会町内会、自主防災組織は、地域の被害状況の集約について行政に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> 応急危険度判定調査で住宅等の安全性を判定する。 被害状況調査結果や罹災証明申請から、自宅が被災した町民に対し、罹災証明を発行する。
<ul style="list-style-type: none"> 自治会町内会、自主防災組織は、自治体が行う応急仮設住宅入居意向調査への協力を呼びかける。 	<ul style="list-style-type: none"> 仮設住宅戸数や種類を確認する意向調査を実施する。 仮設住宅種類や入居条件、申請方法等を周知する。 町営住宅以外の公的住宅等への入居を準備する。 必要な仮設住宅戸数を決め、建設候補地を選定し、建設する。 仮設住宅に関する相談窓口を設置、説明会等を開催する。 地域コミュニティや要配慮者を考慮した入居方式を導入する。 みなし仮設住宅制度活用のほか、町営住宅以外の公的住宅や民間アパート等に、速やかに入居できるよう準備する。
—	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理事業の一環としての公費解体の実施に努める。 災害救助法に基づく被災住宅の応急修理などの施策化に努める。
—	<ul style="list-style-type: none"> 必要戸数等を把握するため、意識調査を実施する。 仮設店舗、事業所等の建設を予定している事業者に対し、立地可能な場所の情報提供を行う。 仮設店舗、事業所等の整備のための支援を検討する。 業務再開のための設備等の確保について、支援を検討する。 仮設施設の確保に関する相談窓口を設置する。
—	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の復興方針について町民等に周知する。 被害状況や都市計画マスタープラン、立地適正化計画における位置づけから復興区分を設定し周知する。 市街地の復興に支障をきたす建築物を未然に防ぐため、設定した土地において災害発生後から最長2ヵ月の建築制限を実施する。

段階	項目	復興まちづくりの課題	自助（町民・事業者）
復興 始動期	避難所の閉鎖	・復興事業の推進	・閉鎖する避難所の避難者は、仮設住宅の入居や避難所を移動するなど、避難所の閉鎖に協力する。
	住まいの再建意向確認	・説明会、意向調査	・町民は、自宅の再建等の支援制度等に関する説明会に参加し、制度等を正しく理解する。 ・町民は、自力再建や災害公営住宅の入居希望等を把握する意向調査に協力する。
	災害公営住宅	・被災者の意向把握 ・応急仮設住宅から災害公営住宅への速やかな入居	・応急仮設住宅入居者、みなし仮設住宅入居者は、行政が行う災害公営住宅入居意向調査に回答する。 ・災害公営住宅入居希望者は、住宅種類や入居条件について冊子等で確認する。 ・町民は、希望先の災害公営住宅に入居申請する。 ・行政が開催する入居者説明会等に参加する。
	自力再建	・自力再建住宅	・町民は、自力再建計画（資金・時期）を検討する。 ・町民は、自力再建に係る行政からの支援策を活用する。
・所有地の建築制限		・町民、事業者は、建築制限区域に指定された土地で新たな建築を行わない。	
復興 展開期	仮設住宅の撤去	・復興の推進	・仮設住宅入居者は、撤去時期を把握、移転するなど仮設住宅撤去に協力する。

共助（自治会町内会・自主防災組織・地域）	公助（国・道・町などの行政機関）
—	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅の整備状況や避難者数等を考慮し、施設管理者と相談して順次避難所を閉鎖する。 ・避難所の閉鎖時期等について、避難者へ周知する。
<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対し、説明会への参加や災害公営住宅入居等の意向調査への協力を呼びかける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害公営住宅入居や自力再建支援制度等に係る説明会等を開催する。 ・災害公営住宅の必要戸数や自力再建支援策を検討するための意向調査を実施する。
<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査では把握しきれない災害公営住宅のニーズ等について、町民の意向を把握し行政に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害公営住宅戸数や種類を確認する意向調査を実施する。 ・住宅種類や入居条件、申請方法等について周知する。 ・必要な災害公営住宅戸数を決める。 ・災害公営住宅建設候補地を選定し、建設する。 ・災害公営住宅に関する相談窓口を設置、説明会等を開催する。 ・地域コミュニティや要配慮者を考慮した入居方式を導入する。
—	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅再建（補修・新築）する場合は費用の一部の助成を検討する。 ・建物の共同化に対して支援を検討する。 ・自力再建に係る相談窓口を設置する。
—	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の復興に支障をきたす建築物を未然に防ぐため、設定した土地において災害発生後から最長2年の建築制限を実施する。
<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅の撤去時期等について、入居者への周知に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害公営住宅の整備状況等を踏まえ、仮設住宅を撤去する。 ・仮設住宅の撤去時期について、入居者へ周知する。

(2) 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます

段階	項目	復興まちづくりの課題	自助（町民・事業者）
災害発生前	町民の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 全ての町民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な環境の実現 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な薬の確保、確保の手段を検討しておく。 町民は、日ごろから健康管理を心がけるとともに、定期的に各種健診の受診や、健康増進事業に参加する。 事業者は、従業員の各種健診受診を奨励するとともに、事業所としての健康管理に努める。
	要支援者対応	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者の把握と個別避難計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等は、行政や自治会町内会などから避難行動支援の申し出があった場合は、自身の個別避難計画の作成に協力する。
	こころのケア	<ul style="list-style-type: none"> こころのケア対策の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 町民は、身近にいる人に声をかけ、必要な相談や支援機関につなぐ行動をとることができるよう、行政等が開催する講座等に参加する。 事業者は、職場のメンタルヘルス対策を推進する。
	妊娠・出産・子育て、幼児教育・保育サービス、子どもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦、子育て環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 町民は、子ども子育て支援事業について理解を深め、積極的な活用に努める。
	地域医療・福祉・介護の充実	<ul style="list-style-type: none"> 救急医療体制の維持 医療と介護の連携 病院経営の維持 	<ul style="list-style-type: none"> 病院や介護サービス事業所において、自然災害業務継続計画（BCP）を策定する。
	被災後の文教施設の再開		<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園
		<ul style="list-style-type: none"> 小中学校、高等学校 	—
		<ul style="list-style-type: none"> 放課後子どもC、子ども発達支援C、多機能型子育て支援施設 	—

共助（自治会町内会・自主防災組織・地域）	公助（国・道・町などの行政機関）
<ul style="list-style-type: none"> 自治会町内会は、行政等が実施する事業の案内があったときは、地域での参加に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災後の健康増進施策について事前に調査研究し、必要に応じて関連計画に盛り込む。 保健師、管理栄養士等は、災害発生時においても効果的な保健活動が展開できるよう資質の向上に努める。 地域の生活背景も含めた健康実態と特徴を明確化し、地域特有の文化や食習慣と関連付けた解決可能な健康課題を抽出し、町民の健康増進に関する施策を推進する。
<ul style="list-style-type: none"> 自治会町内会や自主防災組織は、避難行動要支援者について行政から協力申出があった場合は個別避難計画の作成に協力する。 避難行動要支援者との関係性が深い介護事業所等の関係機関や関係団体は、行政が行う個別避難計画の作成に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿の定期更新に努めるとともに、介護事業所等の関係機関や関係団体との協力関係を構築し、自治会町内会や自主防災組織の協力を得て個別避難計画の作成に努める。
<ul style="list-style-type: none"> 自治会町内会は、地域内でのコミュニティ形成に努める。 地域や職域等において、こころの健康について正しく理解し、こころの問題に気づき、早期に適切な対応ができるよう、関係機関と連携し支援環境を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年北海道胆振東部地震後のこころのケア対応を基本とした被災後の支援について事前に調査研究し、必要に応じて関連計画に盛り込む。
<ul style="list-style-type: none"> 自治会町内会は、平時の活動のなかで地域で子育て世帯を見守り、サポートする体制づくりに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> こども園、多機能型子育て支援施設、発達支援センター、放課後子どもセンターの適切な維持管理を継続する。 被災後の子どもの教育・保育環境、子どもと子育て家庭の支援体制、仕事と子育ての両立支援、地域で支え合う子どもの安全・安心な環境づくりなど子ども・子育て事業について調査研究し、必要に応じて関連計画に盛り込むとともに、災害を起因とした子どもの貧困対策についても取り組む。
<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療構想・地域包括ケアシステムを踏まえた町民に対する相談支援や他職種連携による在宅医療、介護サービス提供体制の構築を推進する。 災害拠点病院である苫小牧市内総合病院と連携し、救護活動と一体的に行う医療提供体制を維持する。 津波浸水区域内に所在する要支援者が入所する施設について、施設設置者の意向が表明された際の対応について調査研究するとともに、鶴川厚生病院については被災前に実施できる施策の調査研究を行い、必要に応じて施策化する。
<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被災後の幼児教育・保育サービス体制の調査研究を行い、必要に応じて関連計画に盛り込む。 防災に関する計画、業務継続計画（BCP）等に基づく平時からの情報把握と連携に努める。
<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被災後の就学体制の調査研究を行い、必要に応じて関連計画に盛り込む。 学校防災計画に基づく平時からの情報把握と連携に努める。 教職員への支援の事前検討を進める。
<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被災後の子ども子育て体制の調査研究を行い、必要に応じて関連計画に盛り込む。

段階	項目	復興まちづくりの課題	自助（町民・事業者）
応急 対応期	妊娠・出産・子育て、幼児教育・保育サービス、子どもの居場所づくり	・妊産婦、乳幼児、子どもが安心して過ごせる環境整備	・町民は、必要な支援や情報を自ら取得するよう努める。 ・通院等心配や困りごとのある町民は、身近な家族、知人やかかりつけ医などに相談する
	町民の健康管理	・全ての町民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な環境の実現	・行政が実施する健康増進事業に参加する。 ・町民は、体を動かすことを習慣化し生活習慣病を予防する。 ・町民は、家族や知人、近隣住民、かかりつけ医などに相談する。
	こころのケア	・こころのケア対策の充実	・心の不安や困りごとのある町民は、身近にいる人に声をかけ、必要な相談や支援機関へつないでもらう。
	要支援者対応	・要支援者の状況把握	・自ら避難が困難な要支援者は、状況に応じて、自ら避難の支援を求め個別避難計画に基づき避難する。
	地域医療・福祉・介護の再開	・応急修理 ・仮設施設の確保	・事業者は業務継続計画（BCP）に基づき業務を実施する。 ・施設修理が可能な事業者は、自治体の支援等を活用し、施設の修理を実施する。 ・施設が被災した事業者は、仮設施設や代替施設での再開を検討する。 ・事業者は、サービス再開時期について自治体に報告するとともに、施設利用者に周知する。
	被災後の文教施設等の再開	・認定こども園 ・小中学校、高等学校 ・放課後子どもセンター ・発達支援センター ・多機能型子育て支援施設	・町民は、被災後の幼児教育・保育サービス、就学環境、子ども子育て体制についての意向調査に回答する。
	上下水道の整備・適正な維持管理	・上下水道施設の復旧	・町民、事業者は、上下水道施設に負荷をかけたり、無駄使いしないよう適正に利用する。
	道路・公共交通の維持・活性化	・道路、公共交通の復興	・町民、事業者は、行政が検討する公共交通施策づくりに携わる。
復興 始動期	道路・公共交通の維持・活性化	・道路の復旧 ・公共交通の段階的再開	・町民、事業者は、行政が検討する公共交通施策づくりに携わる。
復興 展開期 ～ 復興・ 創生期	道路・公共交通の維持・活性化	・道路の整備 ・新たな公共交通ネットワークの整備	・町民、事業者は、行政が検討する公共交通施策づくりに携わる。
	上下水道の整備・適正な維持管理	・上下水道施設の更新	・町民、事業者は、上下水道施設に負荷をかけたり、無駄使いしないよう適正に利用する。
	文教施設の整備	・認定こども園、小中高等学校等、発達支援センター、多機能型子育て支援施設	—

共助（自治会町内会・自主防災組織・地域）	公助（国・道・町などの行政機関）
<ul style="list-style-type: none"> ・地域のコミュニティ単位で見守りに取り組む。 ・個人では対応できない困りごとについて、行政へ報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦、乳幼児の安否や健康状態を確認する。 ・必要に応じて物品支援（オムツ、ミルクなど）を行う。 ・こども園、多機能型子育て支援施設、発達支援センター、放課後こどもセンターと連携し、妊産婦や乳幼児の安否や健康状態について協力して把握に努める。
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会は、行政が実施する健康増進事業への参加を奨励する。 ・地域のコミュニティ単位での見守りに取り組む。 ・地域で体操や食事など生活習慣病予防に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災後の健康増進施策を実施する。 ・エコノミー症候群対策を実施する。 ・栄養面の対応を実施する。 ・巡回健康相談の実施、避難所に健康診断窓口を設置する。
<ul style="list-style-type: none"> ・行政では把握しきれない心の不安、困りごと等のニーズ等について、町民の意向を把握し行政に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後のこころのケア支援を実施する。（巡回相談、相談窓口周知など） ・災害ボランティアや中間支援組織と連携する。
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会や自主防災組織は、個別避難計画に基づき、要支援者の避難行動支援について協力する。（ただし、津波等の緊急避難が必要な場合など、状況に応じて行動する。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿に基づき、自治会町内会や介護サービス事業所などの関係機関と協力し、要支援者の安否や避難状況・健康状態等を確認する。 ・必要に応じて、福祉避難所開設や支援の調整をする。（人工透析、在宅酸素など）
<p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設が被災した事業者に対して、応急的な施設の修理、仮設施設の整備についての支援を検討する。 ・応急修理、仮設施設の整備に関する相談窓口を設置する。 ・サービスの提供状況について町民に周知する。 ・従事者の確保、従事者に対する支援を検討する。
<p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災後の幼児教育・保育サービス、就学環境、子ども子育て体制についての意向調査を実施する。 ・仮設施設建設候補地を選定し、建設する。 ・相談窓口を設置、説明会等を開催する。 ・被災前の幼児教育・保育サービス、就学環境、子ども子育てを考慮する。
<p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の復旧を進める。
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会は、地域の公共交通に対する意見をとりまとめ、自治体に提案する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通ネットワークの再編・利便性向上に努める。 ・通学実態・ニーズに応じた通学手段の見直しを進める。 ・高齢社会に対応した交通環境の整備に努める。 ・公共交通の関心度向上・情報発信の強化に努める。
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会は、地域の公共交通に対する意見をとりまとめ、自治体に提案する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通を段階的に再開する。
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会は、地域の公共交通に対する意見をとりまとめ、自治体に提案する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通ネットワークの再編・利便性向上に努める。 ・通学実態・ニーズに応じた通学手段の見直しを進める。 ・高齢社会に対応した交通環境の整備に努める。
<p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の整備に合わせた施設の更新を進める。
<p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に対して安全な場所、安全な構造での整備を検討する。 ・文教施設の本設整備を行う。

(3) 将来に向けて持続的に発展する産業の再興を進めます

段階	項目	復興まちづくりの課題	自助（町民・事業者）
災害発生前	農業・漁業の再建	<ul style="list-style-type: none"> 被災農漁業者の支援策 被災農地の復旧 被災漁港施設の復旧 農業協同組合、漁業協同組合の復旧 農漁業の復興ビジョン 	<ul style="list-style-type: none"> 農業協同組合、漁業協同組合は、行政との事前協議に応じる。
	商工業・観光業の復興	<ul style="list-style-type: none"> 被災事業者の支援策 復興まちづくり事業における商工業、観光業地域配置 商工業、観光業の復興ビジョン 	<ul style="list-style-type: none"> 商工会、観光協会は、行政との事前協議に応じる。 事業者は、被災後の仮施設での運営や代替地移転について検討しておく。
	津波災害対策	<ul style="list-style-type: none"> 被災後の事業継続 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、業務継続計画（BCP）を検討する。 事業者は、同業者間において、災害時の相互の応援協定等を締結する。
応急対応期	被害確認	<ul style="list-style-type: none"> 運営再開に向けた応急対応 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、施設の被害状況を確認し、所属、加盟団体に報告する。 事業者は、従業員の安否を確認し、事業所等へ参集できる従業員を把握する。
	意向調査	<ul style="list-style-type: none"> 事業持続性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、仮設店舗・事業所等必要戸数等を把握するための意向調査に協力する。
応急対応期～復興始動期	営業（操業）の開始	<ul style="list-style-type: none"> 応急修理 	<ul style="list-style-type: none"> 応急的な修理により事業の継続が可能な事業者は、自治体の支援等を活用し、応急修理を実施する。
		<ul style="list-style-type: none"> 仮設店舗・事業所等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 施設が被災した事業者は、仮設店舗・事業所等の設置場所や利用可能な代替施設での運営を検討する。 事業者は、行政からの支援等を活用し、仮設店舗・事業所等を確保する。
		<ul style="list-style-type: none"> 仮営業（操業）の開始 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、仮営業（操業）の再開棟に必要な人員を確保する。
		<ul style="list-style-type: none"> 雇用の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、本格営業のために必要な従業員数を把握し、行政や他事業者等との協働により、合同就職相談会等を開催する。 事業者は、従業員の通勤手段、住居の確保等に努める。
復興展開期～復興・創生期	農業・漁業の復興	<ul style="list-style-type: none"> 復興ビジョンに基づいた事業再開 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、労働力確保に努める。 事業者は、後継者、就農者の教育に努める。
	商工業・観光業の復興	<ul style="list-style-type: none"> 復興ビジョンに基づいた事業再開 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、労働力確保に努める。 事業者は、被災後の仮施設での運営や代替地移転について検討しておく。
	仮設店舗・事業所等の撤去	<ul style="list-style-type: none"> 復興の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 営業を本格再開した事業者は、自治体の支援等を活用し、仮設店舗等を撤去する。

共助（自治会町内会・自主防災組織・地域）	公助（国・道・町などの行政機関）
—	<ul style="list-style-type: none"> ・被災後の農業、漁業の復興の調査研究を行い、必要に応じて関連計画に盛り込む。 ・農業協同組合、漁業協同組合との事前協議を進める。 ・被災後を見据えた復興ビジョン策定に努める。 ・被災者支援策の事前検討を進める。 ・関連施設の復旧方法の事前検討を進める。
—	<ul style="list-style-type: none"> ・被災後の商工業、観光業の復興の調査研究を行い、必要に応じて関連計画に盛り込む。 ・商工会、観光協会との事前協議を進める。 ・被災後も見据えた復興ビジョン策定に努める。 ・被災者支援策の事前検討を進める。 ・被災後を見据えた四季の館復興ビジョン、ぼぼんた市場復興ビジョン策定を進める。
—	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者への災害危険性を周知する。 ・事業者に対して業務継続計画（BCP）の検討を要請する。
—	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の応急危険度判定調査を実施し、余震等に対する安全性を判定する。 ・事業者からの報告を基に、被害調査を実施する。
—	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設店舗、事業所等の必要戸数等を把握するため、意識調査を実施する。
—	<ul style="list-style-type: none"> ・施設が被災した事業者に対して、応急的な店舗、事業所等の修理についての支援を検討する。 ・応急修理に関する相談窓口を設置する。
—	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設店舗、事業所等の建設を予定している事業者に対し、立地可能な場所の情報提供を行う。 ・仮設店舗、事業所等の整備のための支援を検討する。 ・業務再開の設備等の確保について、支援を検討する。 ・仮設施設の確保に関する相談窓口を設置する。
—	<ul style="list-style-type: none"> ・仮営業（操業）再開のための支援を検討する。
—	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等との協働により合同就職相談会等を開催する。 ・合同就職相談会開催場所提供や、町民への情報提供を実施する。 ・雇用に関する町民、事業者のための相談窓口を設置する。
—	<ul style="list-style-type: none"> ・復興ビジョンに基づく施設、店舗、事業所等の再建、本格営業（操業）の再開に向けた施策を実施する。 ・被災事業者への支援を進める。
—	<ul style="list-style-type: none"> ・復興ビジョンに基づく施設、店舗、事業所等の再建、本格営業（操業）の再開に向けた施策を実施する。 ・被災事業者への支援を進める。 ・四季の館、ぼぼんた市場の再建、本格営業の再開を進める。
—	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設店舗等の撤去のための支援を検討する。

(4) 地域自らが創生するなりわい・交流づくりを支援します

段階	項目	復興まちづくりの課題	自助（町民・事業者）
災害発生前	移住・定住	<ul style="list-style-type: none"> 新規就業者の減少 地域おこし協力隊の減少 	<ul style="list-style-type: none"> 空き地、空き家、空き店舗所有者は、移住者からの相談に協力するよう努める。 事業者は、新規就業者のための住宅や職場環境など就業環境の充実に努める。
	新規起業、異業種参入の促進	<ul style="list-style-type: none"> 事業用地等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 空き地、空き家、空き店舗所有者は、新規起業、異業種参入者からの相談に協力するよう努める。
	町民交流、関係・関心・交流人口拡大	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティの活性化 プレーヤーの育成 	<ul style="list-style-type: none"> 町民、事業者はあらゆるコミュニティ活性化に資するサークル等の結成、イベントの実施などに積極的にチャレンジする。
	公共施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習、コミュニティ施設等の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> 町民、事業者は、町民会館、生活館、集落施設、社会教育施設、社会体育施設の活用に努める。
応急対応期	安否、被害確認	<ul style="list-style-type: none"> 新規就業者、地域おこし協力隊員の状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> 地域おこし協力隊員は被害状況を行政に報告する。 事業者は新規就業者の被害状況を調査し、行政に報告する。
	被害確認	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習、コミュニティ施設等の再開に向けた応急対応 	—
	意向確認	<ul style="list-style-type: none"> 新規就業者、地域おこし協力隊への意向確認 	<ul style="list-style-type: none"> 新規就業者、地域おこし協力隊員は、今後の就業意向、地域おこし活動意向を事業者経由などにより行政へ報告する。
	被災後の生涯学習、コミュニティ施設等の再開	<ul style="list-style-type: none"> 町民会館、生活館、集落施設、社会教育施設、社会体育施設 	—
復興始動期～復興展開期	移住・定住	<ul style="list-style-type: none"> 新規就業者、地域おこし協力隊への 	<ul style="list-style-type: none"> 新規就業者、地域おこし協力隊員は、引き続き就業、活動希望がある場合には、地域や行政からの情報提供や支援策により就業、活動を再開していく。
	町民交流、関係・関心・交流人口拡大	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティの活性化 	<ul style="list-style-type: none"> 地域でコミュニティの活性化に資する活動を積極的に行う。
	新規起業、異業種参入の促進	<ul style="list-style-type: none"> 新規起業、異業種参入 	<ul style="list-style-type: none"> 新規起業、異業種参入者は復興まちづくりの理念、基本方針に基づき積極的にチャレンジする。
	生涯学習、コミュニティ施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 町民会館、生活館、集落施設、社会教育施設、社会体育施設 	—

共助（自治会町内会・自主防災組織・地域）	公助（国・道・町などの行政機関）
<ul style="list-style-type: none"> ・空き地、空き家、空き店舗など地域で移住者の受入れ環境がある場合は、行政へ情報提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災後の農業実習生等の支援・相談体制の事前検討を進める。 ・被災後の地域おこし協力隊の支援・相談体制の事前検討を進める。
<ul style="list-style-type: none"> ・空き地、空き家、空き店舗など地域で新規起業者、異業種参入者の受入れ環境がある場合は、行政へ情報提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規起業者、異業種参入者、民民連携への支援継続、拡充に努める。
<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆるコミュニティ活性化に資するサークル等の結成、イベントの実施などの受入れ環境がある場合は、行政へ情報提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆるコミュニティ活性化に資するサークル等の結成、イベントの実施への支援継続、拡充に努める。
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会、地域コミュニティ組織は、町民会館、生活館、集落施設、社会教育施設、社会体育施設の活用を努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民会館、生活館、集落施設、社会教育施設、社会体育施設の定期制管理に努める。 ・被災後の仮設施設の候補地を選定しておく。
<p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就業者、地域おこし協力隊の安否確認、被害状況を調査する。
<p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の応急危険度判定調査を実施し、余震等に対する安全性を判定し、施設管理者からの報告を基に、被害調査を実施する。
<p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就業意向や活動意向に応じた支援策を検討する。
<p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を受けなかった町民会館、生活館、集落施設、社会教育施設等については避難所、福祉避難所、コミュニティ活動拠点として活用する。 ・仮設施設の候補地を選定し、建設する。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域で受入れ可能な就業環境、活動環境がある場合は、行政へ情報提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就業者、地域おこし協力隊への就業環境、活動環境支援策を実施する。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域でコミュニティの活性化に資する活動を積極的に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・著名人や中間支援組織等からコミュニティの活性化に資する提案があった場合は、地域やプレーヤーへの仲介、提案者への直接支援等活性化を支援する。
<ul style="list-style-type: none"> ・新規起業者、異業種参入者のチャレンジを地域ぐるみで見守る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規起業者、異業種参入者、民民連携への支援策を検討し、実施する。
<p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に対して安全な場所、安全な構造での整備を検討する。 ・生涯学習、コミュニティ施設等の本設整備を行う。

(5) 災害により強い防災先導のまちづくりを進めます

段階	項目	復興まちづくりの課題	自助（町民・事業者）
応急 対応期	被害確認	・ 早急な被害状況の把握	・ 町民、事業者は、自宅や事業所の被害の程度を確認、記録し、自主防災組織や自治体に報告する。
	復興方針	・ 復興方針の策定	・ 町民、事業者は、自治体が作成する復興方針を把握する。 ・ 町民、事業者は、自らが所得する土地がどの復興地区に区分されたか把握する。
	建築制限	・ 建築制限	・ 町民、事業者は、建築制限区域に指定された土地で新たな建築を行わない。
応急 対応期 ～ 復興 始動期	復興計画策定	・ 策定、推進体制	・ 町民、事業者は、復興計画策定にかかる意向調査への協力、会議に参加する。
	復興まちづくり	・ 会議体の運営	・ 町民、事業者は、官民復興まちづくり会議体に積極的に参画し、会議体の活動への理解と協力を進める。
		・ 意向調査	・ 町民、事業者は、復興まちづくりに関する意向調査に協力する。
		・ 復興まちづくり計画の策定	・ 町民、事業者は、自らの避難行動を想定する。 ・ 事業者は、工場や事務所など敷地内の津波対策を検討する。 ・ 町民、事業者は、復興まちづくり計画に係る説明会に参加する。
	復興事業	・ 復興事業計画の策定	・ 町民、事業者は、復興事業計画に係る説明会に参加し、計画の内容や整備時期等を把握する。
		・ 調査、測量、設計	・ 町民、事業者は、復興事業のための現地調査に立ち会うなど、行政に協力する。
・ 基盤整備		・ 町民、事業者は、被災した道路、宅地等の基盤整備に係る説明会に参加し、内容を把握し整備に協力する。	
復興 展開期	工事段階	・ 面的整備の開始	・ 面的整備の対象地域の町民、事業者は、整備の内容や時期等について協議するための会合等に参画する。
		・ 工事入札の不調、不落 ・ 設計変更の多発	—
復興・ 創生期	復興計画	・ 復興事業計画の見直し	・ 町民、事業者は、復興事業計画の見直しのための意向調査や会議に協力する。 ・ 町民、事業者は、復興事業計画の見直しに係る説明会等に参画し、見直し内容等を把握する。

共助（自治会町内会・自主防災組織・地域）	公助（国・道・町などの行政機関）
<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織は、地域の被害状況を集約し、自治体に報告する。 ・自主防災組織は、地域を巡回し、被害状況報告のない世帯の被害状況を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急危険度判定調査を実施し、余震等に対する住宅等の安全性を判定する。 ・自主防災組織からの報告を基に、被害調査を実施する。
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会は、復興方針について地域住民への周知に協力する。 ・自治会町内会は、自らの地区がどの復興地区に区分されたか把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興まちづくりの方向性を示す復興方針を策定し、町民に対して周知を図る。 ・被害状況や上位関連計画等における位置づけから、復興地区区分を設定し周知する。
<ul style="list-style-type: none"> ・建築制限区域指定についての周知に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興まちづくりに支障をきたす建築物を未然に防ぐため、建築制限について検討、実施する。
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会は、復興計画策定に協力する。 ・自治会町内会は、復興計画周知に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・策定、推進体制を整備する。 ・復興計画を策定し、周知する。
<ul style="list-style-type: none"> ・官民復興まちづくり会議体に参画し、地域の復興まちづくり計画等を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・官民復興まちづくり会議体を設立し運営する。
<ul style="list-style-type: none"> ・復興まちづくりに関する意向調査に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査の実施について、自治体が把握している他の地域に避難している町民への周知に努める。
<ul style="list-style-type: none"> ・復興まちづくり計画の内容について行政と協議する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役場庁舎機能の持続性について検討する。 ・必要となる津波防御対策を検討する。 ・町民、事業者、地域と協議のうえ復興まちづくり計画を策定する。 ・説明会の開催等について、行政が把握している他の地域に避難している町民に周知する。
<ul style="list-style-type: none"> ・復興まちづくり計画で位置付けた復興事業の内容について行政と協議する。 ・自治会町内会は、復興事業計画策定に係る説明会への参加を呼び掛ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興計画や地域の復興まちづくり計画、意向調査の結果を踏まえ、復興事業計画を策定する。 ・復興事業計画の内容について、町民、事業者と共有するための説明会を開催する。
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会は、地権者の把握や周知等について、自治体に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した道路、宅地等の基盤整備や市街地再開発事業等の面的整備のため、地権者の協力のもと、調査・測量等を実施する。
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会は、地域住民に対し、被災した道路、宅地等の基盤整備に係る説明会への参加を呼び掛ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興事業計画に基づき、被災した道路、宅地等の基盤整備を実施するとともに、町民、事業者に対して整備内容等を周知するための説明会を開催する。
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会は、面的整備の内容や整備時期等について協議するための会合を設置し、事業計画について話し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民、事業者を対象とした説明会を実施し、事業計画を策定するための会合や運営を支援する。 ・事業計画に基づき市街地再開発事業等の面的整備を実施する。
<p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事発注情報の共有、発注時期調整を検討する。 ・施工業者に配慮した工事発注方法を検討する。 ・工事打合せ等の弾力的運用について検討する。 ・設計変更ルールを策定する。
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会は、地域住民に対し、復興事業計画の見直しに係る意向調査への協力を呼び掛ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民、事業者の復興まちづくりへの意向変化の確認、興事業計画見直しのための意向調査を実施する。 ・意向調査の結果や復興事業の進捗等を踏まえ、復興事業計画の見直しを実施する。 ・復興事業計画の見直しの内容等について、周知するための説明会を開催する。

7.3 その他事前に対策を行うこと

7.3.1 津波避難対策と都市防災施設の整備

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画に基づく津波避難対策特別強化地域の指定を受けたことにより、津波避難対策の検討が急務となっています。

事前復興計画で検討した復興まちづくりイメージ図を基本として、次に掲げる被災前に取り組むことのできる津波避難対策、都市防災施設の整備に取り組めます。

(1) ハード系の対策・整備

- 1) 徒歩避難者と車両避難者双方の安全に配慮した避難路の整備（路肩拡張など）
- 2) 避難車両の目的地整備
- 3) 津波発生時の避難所への備蓄庫整備
- 4) 津波避難に関する誘導サインの整備（整備の必要性に応じ施策化）
- 5) 既存の指定緊急避難場所の安全対策強化（屋上柵の設置等）
- 6) 水平避難が間に合わない場合の垂直避難施設の新規整備（整備の必要性に応じ施策化）

(2) ソフト系の対策・整備

- 1) 徒歩避難者の目的地の例示（津波ハザードマップの改訂）
- 2) 避難車両の目的地の明確化（津波ハザードマップの改訂）、浸水区域外企業との避難車両一時受入などに関する協定締結
- 3) 避難所指定の見直し（新規指定・改廃）、津波発生時避難所の認知度向上（津波ハザードマップの改訂、訓練の実施等）
- 4) 津波避難に関する誘導サインの整備に関する調査研究
- 5) 既存の指定緊急避難場所の緊急避難時環境整備（備蓄品の常備・増強等）
- 6) 水平避難が間に合わない場合の垂直避難施設の新規整備に関する調査研究

7.3.2 住民、事業者、地域による事前復興計画への理解の醸成

復興まちづくりにおいては、被災者の意向確認、意向の変化に対する対応、多岐にわたる利害関係者との調整・合意形成が必要となり、多くの時間が必要とすることから、災害発生直後の応急対応期、復興始動期を含めた復興まちづくりのプロセスについて理解を深めるため、次のような取り組みを行います。

- (1) 応急対応期、復興始動期、復興展開期、復興・創生期における住民、事業者、地域の取り組みへの理解醸成につながる説明会、ワークショップ等の実施
- (2) 地震・津波災害発生時の自助・共助の取り組みへの理解醸成につながる説明会、ワークショップ等の実施
- (3) 自主防災組織の組織化・活動促進、防災士、北海道地域防災マスター等防災関係資格取得促進支援の施策化・拡充
- (4) 避難行動要支援者、社会福祉施設、外国人、学校等教育機関、事務所に対する防災訓練や防災教育の充実

7.3.3 復興事業に必要となる用地の事前検討

(1) 応急仮設住宅用地の事前検討

応急仮設住宅の建設を早期に進めるために、平時に候補地選定を行います。本計画で推計した応急仮設住宅の必要戸数とおおよその必要面積は次のとおりです。

表 7-2 応急仮設住宅戸数と必要面積

必要戸数	必要面積
370 戸	37,000 m ² (3.7ha)

※算定方法は巻末資料に掲載する。

(2) 災害公営住宅用地の事前検討

災害公営住宅の建設を早期に進めるために、平時に候補地選定を行います。本計画で推計した災害公営住宅の必要戸数とおおよその必要面積は次のとおりです。

表 7-3 災害公営住宅戸数と必要面積

必要戸数	必要面積
110 戸	36,300 m ² (3.6ha)

※算定方法は巻末資料に掲載する。

(3) 遺体安置所、仮埋葬場所、災害廃棄物置き場用地の事前検討

災害により多くの方が亡くなった場合、身元確認や火葬を終えるまでの安置場所が必要となるため、斎場の適正管理や安置場所の想定、共同墓の整備、近隣市町との協定締結などを進める必要があります。

また、復旧・復興事業の妨げとなる震災がれきなどの災害廃棄物の速やかな撤去・処分は、復興に向けた最初の重要なステップであり、地域の再建が現実的に感じられ、新たな生活に向けて意欲を持つきっかけとなることから、被災前からがれきの量や集積場所を想定したり、がれき処分に関する業者との協定や広域連携について調整しておく必要があります。

本計画で推計した遺体安置所、仮埋葬場所のおおよその必要面積、震災がれき量と災害廃棄物置き場のおおよその量・必要面積は次のとおりです。

表 7-4 遺体安置所、仮埋葬場所必要面積

施設	必要面積
遺体安置所	5,000 m ² (0.5ha)
仮埋葬場所	17,000 m ² (1.7ha)

※算定方法は巻末資料に掲載する。

表 7-5 震災がれき発生量、集積場所面積

施設	推計値
震災がれき量	146,000 t (180,000 m ³)
集積場所 (積上高 5m)	36,000 m ² (3.6ha)

※算定方法は巻末資料に掲載する。

7.3.4 復興まちづくりに対応できる職員の育成

平成 30 年北海道胆振東部地震発生後の復旧・復興の過程において、私たちは他都府県からの対口支援による派遣職員、平成 28 年熊本地震被災地からの派遣職員などの協力により、復興を遂げてきました。

一方、定年退職や新規採用による職員の入れ替わりもあり、災禍を受けたまちとして、その経験を継承していく必要があります。

事前復興計画の策定は、幅広い職種や男女比に配慮して職員から任命した「事前復興計画策定先導チーム」による検討をベースとして進めてきました。任命された職員は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震からの復興まちづくりについて検討することで、災害前後の課題整理、検討が必要な事項、復興まちづくりイメージなど、復旧・復興に必要なノウハウを習得したとも言えます。

今後も、職員の入れ替わりや事前復興計画の理解促進に留意しながら、復興訓練の取組みを継続し、復興まちづくりに対応できる職員の育成に取り組めます。



図 7-3 復興訓練の様子（復興まちづくりシナリオ作成）



図 7-4 復興訓練の様子（被災地視察）

8. あとがき

私たちは平成 30 年北海道胆振東部地震で大規模災害の被災経験があり、東日本大震災、能登半島地震と令和 6 年奥能登豪雨の二重災害などによる被災状況にも報道等で触れ、大規模災害に備えた事前準備の重要性の認識が高まっていますが、大津波を伴う大規模災害の発生を自分事として捉え準備している方は多いとは言えない状況です。

一方、総務省統計局「世界の統計 2024」によると、日本の国土面積は世界の国土面積のわずか 0.29%しかありませんが、国連開発計画（UNDP）の世界報告書「災害リスクの軽減に向けて」によると、マグニチュード 5.5 以上の地震が発生する年平均では、日本は中国、インドネシア、イランに次ぐ 4 位（年平均 1.14 回）となっています。また、2004 年 5 月 26 日以降の気象庁の震度データベースから集計した都道府県別地震回数では、北海道は震度 3 以上の地震回数で全国 3 位、震度 5 以上では全国 8 位となっており、地震や地震の揺れによる津波の発生は非日常とは言えない環境で暮らしています。

むかわ町事前復興計画では、今後、発生が予想されている日本海溝・千島海溝を震源とする巨大地震と大津波が発生し、むかわ町津波ハザードマップで想定している津波が襲来した後の復興まちづくりについて、想定被害状況、大規模災害発生後に起こる人口減少など、平時からの課題の顕著化・加速化や復興まちづくりを進めていくうえでの課題に向き合ってきました。

まだ巨大地震も発生していなければ、大津波も発生していません。まちも被害を受けていない現状において、被災後の復興まちづくりについて考え、思いを巡らせるのはあまりにも「非日常」のことなのかもしれません。しかし、これまでの歴史において大規模災害は唐突に発生し、そこからは被災後の悲惨な状況が「日常」として降りかかっているのが事実です。

本計画書を策定して気づいたことは、「復興まちづくりについて考えることは未来のまちづくりについて考えること」でもあることです。災害が発生しなければまちを復興させる必要はありませんが、大規模災害の発生を見越してその先の復興まちづくりを見据えてみると、今のうちから取り組んでおいた方がよいまちづくり施策、将来の推定人口構成を見越したまちの将来展望が見えてきます。

今後は、本計画書を基本として、防災「も」まちづくりをキーワードにしたまちづくりの実践段階に進みます。本計画の内容をまちづくり計画、地域防災計画や都市計画マスタープラン等関連計画に溶け込ませるとともに、本計画自体も不断の見直しを図ることで、来るべき日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に備えていければと思います。

本計画は行政が防災先導のまちづくりを進める計画であるとともに、住民の皆さんにとってもむかわ町で安心して住み続けられるための計画でもあります。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生に備え、災禍を受けたまちとして大規模災害を自分事として捉え、今からできることを一つずつ、確実に積み上げていただければと思います。